

する河岸地の管理及び処分により収入する金額は、都市計画法事業の財源に充てなければならぬ。

(風致地区の経過措置)

第五條 風致地区内における建築物の建築その他の行為の規制については、新法第五十八條の規定にかかわらず、新法の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお旧法第十一條(これに基づく命令を含む。)の規定の例による。この場合において、その期限の経過に伴い必要な経過措置については、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六條 この法律に規定するもののほか、旧法の規定による都市計画及び都市計画法事業に対する新法の規定の適用については、必要な技術的読替えその他新法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住宅地造成事業に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第七條 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号。以下この項において「平成十二年改正法」という。)の施行の際現に旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第四條の規定(平成十二年改正法附則第十六條の規定による改正前のこの項の規定に基づきなお従前の例によることとされた場合を含む。)による認可を受けている住宅地造成事業については、なお従前の例による。

2 前項の場合においては、旧住宅地造成事業に関する法律第三條第一項中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二條」と

あるのは「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四條第二項」とし、同法第八條第一項第三号中「同法第四十八條第一項」とあるのは「都市計画法第八條第一項第一号」とする。

(平成二十七年法律第一一〇号改正)

(新法の施行に伴う市街地改造事業に関する経過措置)

第七十一條 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第百九号。以下「市街地改造法」という。)の規定による市街地改造事業は、新法第四條第六項に規定する市街地開発事業とみなす。

(昭四四法三八二部改正)

附則 この法律(第一条を除く。)は、新法の施行の日から施行する。ただし、第八條の規定は、新法の公布の日から施行する。

(施行の日)

附則 (昭四四年六月二日)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十一條の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日)

附則 (平成二十二年五月九日)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成十三年政令第九七号で平成十三年五月一八日から施行)

○都市計画法施行令改正沿革及び附則

(昭和四十四年六月十三日)政令第百五十八号

改正

昭四四年	七月二日	政令第二〇六号	
同	四四年	九月三日	同 第三五八号
同	四五年	〇月九日	同 第三〇〇号
同	四五年	二月二日	同 第三三三号
同	四六年	六月三日	同 第二〇三号
同	四六年	六月三日	同 第二二一号
同	四六年	九月三日	同 第三〇〇号
同	四七年	二月二日	同 第四三七号
同	四九年	一月二日	同 第三二七号
同	四九年	三月八日	同 第五六号
同	四九年	六月一日	同 第二〇三号
同	五〇年	九月二日	同 第二九三号
同	五〇年	〇月二日	同 第三〇四号
同	五〇年	〇月二日	同 第三〇六号
同	五〇年	二月七日	同 第三八一号
同	五〇年	四月七日	同 第三三三号
同	五〇年	五月五日	同 第三二一号
同	五〇年	八月一日	同 第二〇八号
同	五〇年	九月二日	同 第二四五号
同	五〇年	〇月二日	同 第二七三号
同	五〇年	四月二日	同 第二四四号
同	五〇年	四月二日	同 第二四四号
同	五〇年	五月九日	同 第一五号
同	五〇年	五月二日	同 第一〇二号
同	五〇年	六月六日	同 第七六号
同	五〇年	三月五日	同 第二四号
同	五〇年	三月五日	同 第三二号
同	五〇年	三月二日	同 第三二号
同	五〇年	八月二日	同 第二四六号
同	五〇年	九月七日	同 第二六九号
同	五〇年	三月二日	同 第五四号
同	五〇年	二月三日	同 第二五号

昭和三三年	六月一日	政令第一八三号
同 六三年	九月二日	同 第二七七号
同 元年	一月二日	同 第三〇九号
同 二年	二月七日	同 第一五号
同 二年	七月一日	同 第二二四号
同 二年	七月九日	同 第三三三号
同 二年	九月九日	同 第三三五号
同 三年	六月二日	同 第二八号
同 三年	一月二日	同 第三四二号
同 四年	八月二日	同 第二七八号
同 五年	三月二日	同 第五四号
同 五年	五月二日	同 第一七〇号
同 五年	七月九日	同 第二四八号
同 六年	九月九日	同 第三〇三号
同 六年	〇月二日	同 第三三〇号
同 六年	二月二日	同 第三九八号
同 六年	二月二日	同 第四一〇号
同 七年	二月六日	同 第三六号
同 七年	五月四日	同 第二一四号
同 七年	六月四日	同 第三三八号
同 七年	〇月八日	同 第三五九号
同 八年	七月一日	同 第二一六号
同 八年	〇月五日	同 第三〇八号
同 八年	〇月五日	同 第三一四号
同 九年	三月九日	同 第三七号
同 九年	八月九日	同 第二七四号
同 九年	一月六日	同 第三二五号
同 〇年	九月七日	同 第三〇八号
同 〇年	〇月二日	同 第三三一号
同 〇年	三月二日	同 第一〇四号
同 〇年	六月三日	同 第二〇四号
同 〇年	八月八日	同 第二五六号
同 〇年	九月二日	同 第二七六号
同 〇年	〇月一日	同 第三二二号
同 〇年	一月一日	同 第三五二号
同 〇年	一月七日	同 第三七二号
同 〇年	二月七日	同 第四三二号
同 〇年	三月二日	同 第一九三号

平成二年	六月七日	政令第三二二号
同三年	三月三〇日	第九八号
同三年	三月三〇日	第一四九号
同四年	三月三〇日	第六〇号
同四年	五月三十一日	第一九一号
同四年	一月七日	第三一九号
同四年	一月三十一日	第三三一号
同五年	二月五日	第三四号
同五年	六月二七日	第一九三号
同五年	六月二七日	第一九六号
同五年	七月二四日	第三二九号
同五年	八月一日	第三五〇号
同五年	八月八日	第三六八号
同五年	八月八日	第三六四号
同五年	九月二五日	第四四三号
同五年	二月三日	第四四六号
同五年	二月五日	第四八九号
同五年	二月七日	第五二三号
同五年	二月二五日	第五五三三号
同五年	二月二五日	第五五五号
同五年	二月二五日	第五五六号
同五年	三月九日	第五〇号
同五年	三月二四日	第五九号
同五年	四月九日	第六〇号
同五年	五月二六日	第一八一号
同五年	二月二五日	第三九六号
同五年	二月二五日	第三九九号
同五年	五月二五日	第一八二号
同五年	五月二七日	第一九二号
同五年	六月一日	第二〇三三号
同五年	六月二四日	第二四四号
同五年	七月二六日	第二四六号
同五年	七月二四日	第三五五号
同五年	八月八日	第二七六号
同五年	九月二二日	第三一〇号
同五年	一月六日	第三五〇号
同五年	一月二九日	第三七〇号
同五年	八月三日	第三三五号
同五年	九月二〇日	第三九二号
同五年	九月二五日	第三〇四号

平成一九年	二月二日	政令第三六三三号
同二〇年	六月八日	第九七号
同二〇年	一月三〇日	第三三八号
同二〇年	二月二五日	第一三三三号
同二〇年	三月二三日	第八九号
同二〇年	五月二二日	第一一九号
同二〇年	六月二〇日	第一六六号
同二〇年	六月二四日	第一八一号
同二〇年	七月一日	第二〇五五号
同二〇年	七月二九日	第三三五五号

附則抄

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和十四年六月十四日)から施行する。

第二条 次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

- 一 都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十四号)
- 二 都市計画法及同法施行令臨時特例(昭和十八年勅令第九百四十一号)
- 三 住宅地造成事業に関する法律施行令(昭和三十三年政令第三百四十四号)

第五条 都市計画法施行法(以下「施行法」という。)第二条の規定により法の規定によるものとみなされた都市計画については、法の施行後(以下「施行後」という。)

は、法の施行後(以下「施行後」という。)は、法の施行後(以下「施行後」という。)

(都市計画制限の経過措置)

第六条(旧都市計画法施行令(以下「旧令」という。))第十一条ノ二から第十二条ノ四までの規定又は施行法第三十二条の規定による改正前の官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)第五十五条の三第一項の規定による許可(法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係るものを除く。)

2 施行法第十四条の規定による改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第四十四条第二項の規定に該当する建築物に係る同法第六条第一項の確認又は同法第十八条第四項の通知(当該確認又は通知が法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係る場合を除く。)

3 法の施行の際旧令第十一条ノ二から第十四条ノ四までの規定又は旧令第十二条の規定により附した条件に違反している者及び施行法第三十二条の規定による改正前の官公庁施設の建設等に関する法律第五十五条の三第一項の規定又は同法第三項の規定により附した条件に違反している者に対する違反

4 施行法第二条の規定により法の規定による都市計画とみなされた土地区画整理事業に関する都市計画の施行区域の土地について、土地区画整理事業で、法の施行の際施行法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)以下「旧土地区画整理法」という。)

第四十条、第十四条、第五十二条若しくは第二百二十二条第二項又は施行法第三十九条の規定による改正前の日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第三十六条第一項の認可を申請中のもの(都市計画法事業であるものを除く。)

第七条(都市計画法事業に関する経過措置) 第七条 法の施行の際現に執行中の都市計画法事業のうち、都道府県知事又は市町村長が施行しているものは法第五十九条第二項又は第一項の規定により都道府県又は市町村が施行しているものとし、日本住宅公団が施行しているものは都市基盤整備公団法施行令(平成十一年政令第二百五十四号)第三十一条第十二号において準用する法第五十九条第三項の規定により都市基盤整備公団が国の機関とみなされる者として施行しているものとする。